

登米市委託業務最低制限価格制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が条件付一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）により委託業務に係る契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行の確保を目的として、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 最低制限価格を設けて行う入札は、次の各号のいずれかに該当する業務とし、かつ、予定価格が50万円を超えるものとする。

- (1) 清掃業務
- (2) 警備業務（機械警備を除く。）
- (3) 廃棄物処理業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、対象業務の予定価格に10分の6を乗じて得た額から10分の8を乗じて得た額までの範囲内の額とする。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、単価契約を除くものとする。

(最低制限価格の記載)

第4条 最低制限価格を設定したときは、当該最低制限価格を予定価格調書に記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 最低制限価格を設けた入札を行うときは、入札の公告又は入札の通知書に次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 最低制限価格を設けていること。
- (2) 最低制限価格を設けた入札において、入札価格（消費税額及び地方消費税額を含まない金額とする。）が最低制限価格に満たない価格をもって申込みをした者は、再度の入札に参加できないものとする。

(委任)

第6条 この要綱の実施に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年3月1日から施行し、平成23年4月1日以降に業務を開始する委託業務に係る契約から適用する。

附 則（平成23年3月14日告示第28号）

この告示は、平成23年3月14日から施行する。